

応募要領

海洋水産資源開発事業（ブリ優良人工種苗周年供給システムの構築）における令和7年度種苗供給プログラムの実施希望者の募集に関する応募要領

国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）では「海洋水産資源開発事業（ブリ優良人工種苗周年供給システムの構築）」の一環として同事業の一つである種苗供給プログラム実施手順（平成30年12月1日。以下「実施手順」という。）」の定めるところにより、ブリの人工種苗又は受精卵（以下「人工種苗等」という。）の販売を行います。

今般、本プログラムに係る令和7年度の事業実施（人工種苗等の購入）を希望する者（以下「実施希望者」という。）を募集するので、実施希望者は、下記に従い応募してください。

なお、実施手順には種苗供給プログラムの目的、内容、転売の禁止等の重要事項が記載されていますので、応募に当たっては実施手順を熟読してください。

また、用語の意味は、本要領のほか実施手順に定めるとおりとします。

記

（1）種苗供給プログラムの目的

本プログラムは、養殖分野の成長産業化に資するため、種苗生産機関・養殖業者（以下「養殖業者等」という。）に対してブリの人工種苗等を販売し、海外マーケットへの周年出荷体制の構築等に向け、養殖業者等自らの創意工夫による効率的・効果的な活用手法の確立を促すとともに、得られた知見の蓄積及び普及を行い、国内ブリ養殖業の競争力の底上げを図ることを目的とします。

（2）種苗供給プログラムの内容

機構は、実施手順に基づき決定した事業実施者（以下「実施者」という。）に対して人工種苗等の販売を行います。

実施者は、機構と密接に連携を図りつつ、事業計画に基づいて、①機構から購入した人工種苗等を活用して種苗生産や養殖を実施し、②それら成果物（製品）の販売等を行います。そのうえで、③これらの実施過程で得られた知見等を、機構に対して報告します。

機構は、実施者から報告された知見等を分析して市場ニーズや人工種苗等の利用上の課題を明らかにし、本プログラムの成果として公表します。

(3) 販売対象

物件	総販売予定数量	最小販売単位	上限販売数量
受精卵（令和7年4月）	10万粒	1万粒	10万粒
受精卵（令和7年8月）	150万粒	1万粒	30万粒
受精卵（令和7年10月）	130万粒	1万粒	30万粒

注1：一実施者当たりの販売数量は、最小販売単位の倍数かつ上限販売数量以下とする。

注2：販売見込み数量のうち、審査結果が上位の実施者から順に販売数量を供給するため、実施者の順位によっては受精卵を供給できないことがある

注3：人工種苗等の引き渡し場所は、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所五島庁舎（長崎県五島市玉之浦町布浦122-7）とする。

注4：実施者に請求する金額は人工種苗等の販売額の他、これらを梱包するために機構が用意した資材に関する経費、受精卵に限っては、輸送会社の都合で機構が立て替えたフェリー又は航空機の運搬経費とする。

(4) 転売・譲渡の禁止

実施手順第12条のとおり、実施者は、購入後に人工種苗等を第三者へ転売・譲渡してはいけません。飼育事情により、第三者へ人工種苗等を持ち出さなければならない事態が発生した場合は、機構とあらかじめ協議する必要があります。

(5) 応募資格

応募資格は、令和6年12月16日付で機構のホームページに掲載した公示の「4. 応募資格」に記載したとおりです。

なお、単独の実施希望者による応募の他、応募資格を満たす者同士であれば、複数の実施希望者によるから構成されるコンソーシアムによる共同事業の形態でも応募は可能です。この場合は、応募時点で代表者を決めてください。

この代表者は、事業実施計画書（以下「計画書」という。）の提案者となるほか、審査過程での機構からの連絡や対応窓口として総括的な責任を有します。また、実施者として決定された後は、他の実施者を代表して事業進捗の取りまとめを行うとともに、事業の円滑な実施のための進行管理を行ってください。また、人工種苗等の売買契約の締結の相手方は代表者のみとし、売買代金の請求書の送付先も代表者宛てとなります。

なお、共同事業の場合で計画書の実施者を事業の実施体制（参加メンバー）の変更をする場合は、事前に機構の承認を得る必要があります。

(6) 事業実施計画書の作成に当たっての留意事項

計画書は以下の要領で作成してください。

- ・計画書は応募要領様式第2号の記載要領を参考にして作成する。
- ・計画書はA4版にて両面印刷（カラー印刷も可）し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3版で印刷し、計画書の中に折り込む。
- ・応募要領様式第2号に掲げる項目が網羅されていれば、任意の様式で作成して差し支えない。

- ・応募要領様式第2号のファイルを使用する場合、記載事項が枠に収まらない場合は「別紙〇のとおり」等として別紙を添付して差し支えない。
- ・計画の内容をより具体的・客観的に説明するための資料として補足資料を計画書に含めて提出して差し支えない。なお、その場合はどの項目に対する補足資料であるかを容易に確認できるようにする。
- ・応募要領様式第1号の代表者を、事業決定後の契約締結時の契約者とする。
- ・複数の物件を希望する場合は、「事業の内容」、「事業の実施スケジュール」、「事業のPRポイント」、「事業の効果」の4項目を物件ごとに記載する。（機構が、物件ごとに採否を審査するため。）なお、応募要領様式第1号は物件の数にかかわらず1部で構わない。

（7）計画書の提出方法

紙媒体で1部提出してください。

なお、これらの資料は機構が複写機を使用して審査委員会に必要な部数を用意するため、ホッチキス等で止めずにクリップ等で留めて提出してください。

（8）審査項目及び審査基準

応募要領別添「令和7年度種苗供給プログラム実施者決定に係る審査項目及び審査基準について」をご参照ください。

（9）提出期限等

提出期限 令和7年1月24日12時00分までに下記の提出先までメール送付、持参、又は郵送してください。なお、郵送の場合は書留郵便（一般書留又は簡易書留）とし、提出期限日までに必着とします。

提出先及び問合せ先

〒221-8529

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 GRC 横浜ベイリサーチパーク6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構開発調査センター養殖システムグループ行
養殖システムグループ 北野載、追中大作、小林真人

電話：045-277-0202

メール：buri-kounyu@fra.go.jp

(応募要領様式第1号)

令和 年 月 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構 開発調査センター所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

「海洋水産資源開発事業（ブリ優良人工種苗周年供給システムの構築）における令和7年度種苗供給プログラム」事業実施計画書の提出について

海洋水産資源開発事業（ブリ優良人工種苗周年供給システムの構築）における令和7年度種苗供給プログラムについて、事業を実施したいので、別添のとおり事業実施計画書を提出します。

(応募要領様式第2号)

事業実施計画書

事業名	令和7年度種苗供給プログラム			
事業実施の団体名				
事業実施の担当者	事業実施の代表者			
	氏名	事業者名・役職名	所在地	
	電話番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）			
氏名	事業者名・役職名	備考		
電話番号	E-mail アドレス			
共同事業者	団体等の名称		事業実施責任者	
		氏名	役職名	電話・
<令和7年度の人工種苗等の購入希望数量・購入価格>				
物件	数量（万粒、千尾） (最小販売単位の倍数、かつ上限販売 数量以下を記入)	価格（税抜総価、円単位）		
受精卵（令和7年4月）				
受精卵（令和7年8月）				
受精卵（令和7年10月）				
<事業の内容>				
<事業の実施スケジュール>				
<事業のPRポイント>				
【先進性、モデル性、汎用性】				

<事業の効果>			
【事業による直接効果】			
<地方公共団体・漁業関係者・関係機関等との適切な連携関係の構築> 【任意記載】			
<事業実施に関連する規制等> 【任意記載】			
<提供可能な情報>			
<p>※1 下記の項目等を含む事業成果については、先進事例として、行政機関や漁業団体等に対して情報提供をすることとしている。少なくとも番号1～5については、何らかの方法で情報提供を行う。</p> <p>※2 あらかじめ記載してある項目以外で、機構又は機構以外者に提供可能な情報があれば、項目と公表の可否を記載すること。</p> <p>○：全て提供及び公開可能 △：条件付きで提供及び公開可能 ×：提供及び公開不可</p>			
番号	項目	機構への情報提供	機構以外の者への情報提供
1	人工種苗等の購入者名、購入数量及び購入価格	必須	必須
2	事業収益		
3	主な販売先や販売方法		
4	行政機関、政府系金融機関、漁業団体等から受けた有効な財政支援		
5	行政機関から受けた有効な税制支援		
6	輸出規制等に対する行政機関の支援（規制緩和等）		
7			
8			
9			
<p>【提供及び公開可能な条件】</p> <p>※1 上記に△で回答した場合には、適宜余白を設け、情報を提供又は公開するにあたっての条件（公開対象範囲指定等）を記入すること。</p>			

記載要領

(応募要領様式第2号)

事業実施計画書

事業名	令和7年度種苗供給プログラム				
事業実施の団体名	※共同実施の場合はこの欄に記載される団体が代表者となる。				
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名	所在地		
	●●●●	●●●●	●●●●		
	電話番号 000-000-0000	E-mail アドレス ○○@○○			
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名	備考		
	●●●●	●●●●			
	電話番号 000-000-0000	E-mail アドレス ○○@○○			
	共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者		
			氏名	役職名	電話
●●●●		●●●●	●●	000-000-0000 ○○@○○	
<u><令和6年度の人工種苗等の購入希望数量・購入価格></u>					
物件	数量（万粒/千尾） (最小販売単位の倍数、かつ上限販売数量以下を記入)	価格（税抜総価、円単位）			
受精卵（令和7年4月）					
受精卵（令和7年8月）	●●万粒	0、000、000 円			
受精卵（令和7年10月）					
<u><事業の内容></u>					
【事業の背景・目的・方法】					
例： <8月受精卵> 本物件については、○○○のとおり行う。					
<10月受精卵> 本物件については、○○○のとおり行う。					
※1 物件ごとに記入すること（複数物件に対して希望する者は、それぞれの概要を別に記入すること。）。 ※2 人工種苗等を活用して行う事業の内容（規模、成果物（種苗、養殖魚）の出荷先等）を簡潔に記載すること。					

<事業の実施スケジュール>

例：

<8月受精卵>

本物件については、〇〇〇のとおり行う。

<10月受精卵>

本物件については、〇〇〇のとおり行う。

※1 物件ごとに記入すること（複数物件に対して希望する者は、それぞれの概要を別に記入すること。）。

※2 事業の実施スケジュールを記入すること。実施スケジュールは別紙を添付しても差し支えない。

<事業のPRポイント>

【先進性、モデル性、汎用性】

例：

<8月受精卵>

本物件については、〇〇〇のとおり行う。

<10月受精卵>

本物件については、〇〇〇のとおり行う。

※1 物件ごとに記入すること（複数物件に対して希望する者は、それぞれの概要を別に記入すること。）。

※2 実施する事業の先進性、モデル性、汎用性について、それぞれ具体的に記載すること。

<事業の効果>

【事業による直接効果】

例：

<8月受精卵>

本物件については、〇〇〇のとおり行う。

<10月受精卵>

本物件については、〇〇〇のとおり行う。

※1 物件ごとに記入すること（複数物件に対して希望する者は、それぞれの概要を別に記入すること。）。

※2 事業による直接的な経済効果を可能な範囲で記載すること。積算効果は第三者が検証可能であることが望ましい。

【事業による地域経済等への波及効果】

※1 事業による地域経済等への波及効果を可能な範囲で記載すること。その際、事業内容がどこにどのように、影響を及ぼすかについて具体的に記載すること。

<地方公共団体・漁業関係者・関係機関等との適切な連携関係の構築> 【任意記載】

※1 本事業では、国内養殖業者等の競争力の底上げを図ることを目的としており、その過程で地方公共団体等の果たす役割や諸機関との連携効果は大きいと考えている。よって、これらの取組を加点対象とする。

<事業実施に関連する規制等> 【任意記載】

※1 事業を実施するうえで、許認可や輸出に関する規制があれば記入すること。

※2 この項目は「該当がない」場合も想定されるため採点対象にはしない。

<提供可能な情報>

※1 下記の項目等を含む事業成果については、先進事例として、行政機関や漁業団体等に対して情報提供することとしている。少なくとも番号1～5については、何らかの方法で情報提供を行う。

※2 あらかじめ記載してある項目以外で、機構又は機構以外者に提供可能な情報があれば、項目と公表の可否を記載すること。

○：全て提供及び公開可能

△：条件付きで提供及び公開可能

×：提供及び公開不可

番号	項目	機構への情報提供	機構以外の者への情報提供
1	人工種苗等の購入者名、購入数量及び購入価格	必須	必須
2	事業収益		
3	主な販売先や販売方法		
4	行政機関、政府系金融機関、漁業団体等から受けた有効な財政支援		
5	行政機関から受けた有効な税制支援		
6	輸出規制等に対する行政機関の支援（規制緩和等）		
7			
8			
9			

【提供及び公開可能な条件】

※1 上記に△で回答した場合には、適宜余白を設け、情報を提供又は公開するにあたっての条件（公開対象範囲指定等）を記入すること。

応募要領別添

令和7年度種苗供給プログラム実施者決定に係る審査項目及び審査基準について

令和7年度ブリの種苗供給プログラム実施者決定に係る審査項目及び審査基準は以下のとおりとする。

注：括弧内の数字は配点

1. 応募資格を満たしているか。

- ・満足している(2. 以下の審査を行う)
- ・満足していない(失格とする)

※民間企業、民間団体の場合は財政基盤も審査

2. 人工種苗等の購入希望価格

提示された購入希望価格は、機構が想定する価格と比較してどうか。

- ・機構の想定している価格を大きく上回っている(10)
- ・機構の想定している価格を上回っている(7)
- ・機構の想定している価格と概ね同程度である(5)
- ・機構の想定している価格を大きく下回っている(0)

3. 事業の実施手順

事業の実施内容やスケジュールは適切か。

- ・適切である(15)
- ・ほぼ適切である(10)
- ・普通、どちらともいえない(5)
- ・不十分である(0)

4. 事業のPRポイントに関する評価

事業の先進性、モデル性、汎用性に関する評価

- ・非常に優れている(15)
- ・優れている(10)
- ・適切である(5)
- ・不十分である、又は実現可能性に疑義がある(0)

5. 事業の効果 1

事業による直接効果に関する評価

- ・優れた効果が認められる(10)
- ・効果が認められる(5)
- ・効果が認められない、又は算出された効果が過大である(0)

6. 事業の効果 2

事業による地域経済等への波及効果に関する評価

- ・優れた効果が認められる(10)
- ・効果が認められる(5)
- ・効果が認められない、又は算出された効果が過大である(0)

7. 事業の効果 3

効果の積算方法及び検証方法

- ・積算の根拠が明確であり、かつ、第三者に検証可能なものとなっている(10)
- ・積算の根拠が明確、又は第三者に検証可能なもとのなっている(5)
- ・積算の根拠が不明確、又は第三者に検証可能なものとなっていない(0)

8. 地方公共団体・漁業関係者・関係機関等との適切な連携関係の構築

- ・地方公共団体が申請者又は共同実施者になっている(10)
- ・関係機関から構成される地域の協議会（名称は問わず）で、得られた知見を共有する等、一定の連携が図られている(5)
- ・特段の連携は図られていない(0)

9. 提供及び公表できる情報

- ・国内ブリ養殖業者の競争力の底上げに有効な情報の提供が多いに見込まれる(15)
- ・国内ブリ養殖業者の競争力の底上げに有効な情報の提供が見込まれる(10)
- ・情報の提供が見込まれる(5)
- ・情報の提供が見込めない(0)

10. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

- ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等
 - ・行動計画(1) ※4
 - ・1段階目(2) ※3
 - ・2段階目(3) ※3
 - ・3段階目(4) ※3
 - ・プラチナえるぼし(5) ※2
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定
 - ・プラチナくるみん(5) ※5
 - ・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）(3) ※6
 - ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31までの基準）(3) ※7
 - ・トライくるみん(3) ※8
 - ・くるみん（平成29年3月31までの基準）(2) ※9
- ・若者雇用促進法に基づく認定
 - ・ユースエール認定(4)

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとす

る。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）により改正後の女性活躍推進法第 12 条の規程に基づく認定。

※3 女性活躍推進法第 9 条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4 常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※5 次世代法第 15 条の 2 の規定に基づく認定。

※6 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定。

※7 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和 3 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、※10 の認定を除く。）

※8 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づく認定。

※9 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定。